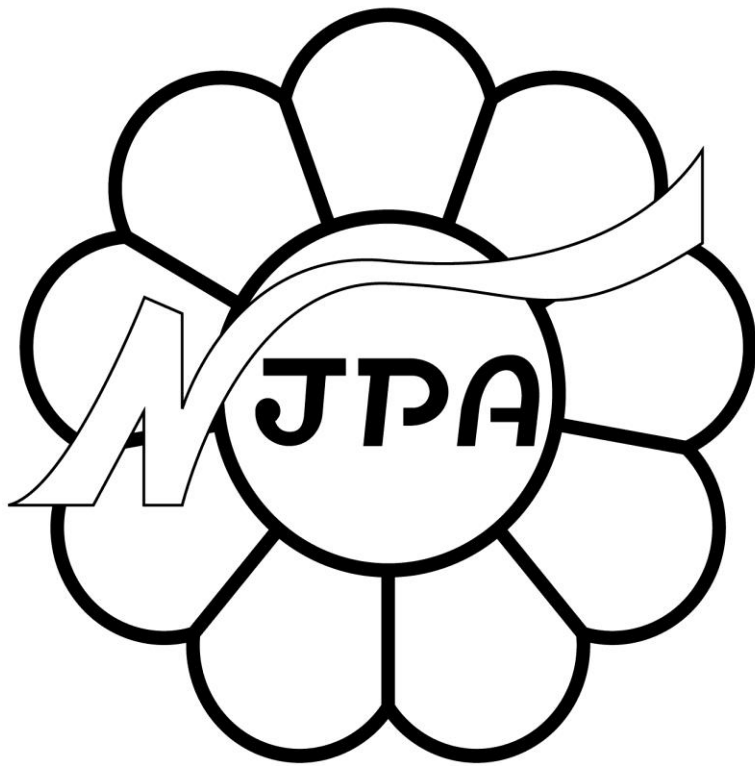


令和3年度

四国中学校総合体育大会実施上の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン



四国中学校体育連盟

令和3年度四国中学校体育連盟 四国中学校総合体育大会実施上の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、「学校の新しい生活様式」(文部科学省)、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(スポーツ庁)及び「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会)、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの情報等を踏まえて、「令和3年度全国中学校体育大会実施上のCOVID—19感染拡大予防ガイドライン」に基づいて作成しています。

今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により、随時見直すことがあり得ることに御留意ください。

1 大会実施に当たっての基本的な考え方について

大会の実施に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(文部科学省)を踏まえ、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(スポーツ庁)、「スポーツイベント再開に向けた感染予防ガイドライン」(公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの情報等を参考に、今後の「全国中学校体育大会実施に当たっての基本的な考え方」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じることとします。

【大会実施に当たっての基本的な考え方】

(1) 感染源を絶つ

(2) 感染防止の3つの基本

○ 身体的距離の確保 ○ マスクの着用 ○ 手洗い等の徹底

(3) 3つの「密」(密閉空間, 密集場所, 密接場面)の回避

(4) 安全な活動環境等の確保

2 大会実施時の感染防止策について

(1) 感染源を絶つ

- 各競技専門部は、風邪の症状(発熱, 咳, 鼻汁, 咽頭痛, 頭痛等)がある選手や引率者等は、大会に参加させないことを徹底する。
- 各競技専門部は、各校の選手及び引率者等の出場決定から大会後2週間分(計約4週間分)の体調を記録した体調記録表【様式1】の記録を求め、健康管理を徹底する。
- 各競技専門部は、大会当日受付時等に、学校同行者体調記録表【様式2】を提出させ、選手や引率者等の体調を確認するとともに、大会中、選手や引率者等に体調不良がある場合は、大会本部に申し出るよう場内アナウンス等で確認を促す。
- 各競技専門部は、学校同行者体調記録表【様式2】に記載された者以外の来場者に対し、来場者体調記録表【様式3】に、氏名・年齢・住所・連絡先(電話番号)・検温した体温・来場前2週間におけるア:平熱を越える発熱, イ:咳や喉の痛みなど風邪の症状, ウ:だるさ(倦怠感), 息苦しさ

(呼吸困難), エ:味覚や嗅覚の異常, オ:過去 14 日以内に政府から入国制限や入国後の観察期間を必要とされている国や地域などへの渡航歴及び当該在住者との濃厚接触の有無の確認と来場後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は, 主催者に対して速やかに報告することを確認する。

- 引率者等は, 集合時, 更衣後, ウォーミングアップ終了後, 試合前後, 昼食時, 解散時等こまめに, 選手の体調不良の有無を確認する声かけを行うなど, 集合時から解散時まで選手の健康観察を徹底する。
- 各競技専門部及び引率者等は, 大会中に, 選手等の体調不良を確認した場合, 大会救護係や医療機関及び保護者等と連携し, 当該選手の体調を確認するとともに, 安全に帰宅させるなどの対策を講じる。(3に詳細)

(2) 感染防止の3つの基本

ア 身体的距離の確保

- 原則開会式等は実施しない。また, 抽選会は, 必要最小限の人数によって代理抽選とする。
- 各競技専門部は, 監督者会議等を実施する場合, 人と人との間隔が, できるだけ2メートル(最低1メートル)空くよう, 椅子の配置を広くするなどの工夫をする。
- 引率者等は, 集合時, 待機中, 休憩中及び食事中などにおいて, 選手同士の間隔が, できるだけ2メートル(最低1メートル)空くように指導する。
- 各競技専門部及び引率者等は, 対戦相手や審判等との握手, 仲間と手をつないだり肩を組んだりして行う円陣, ハイタッチなどの実施を制限する。

イ マスクの着用

- 各競技専門部は, 選手, 引率者等及び大会関係者に, マスク等を準備させ, 大会中は競技等実施時及び食事中等を除いて, 基本的にマスク等を着用し, 咳エチケットを徹底するよう指示をする。ただし, 活動中や気候の状況等より, 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は, マスクを外すよう選手に指導する。
- マスク等を着用して運動を行う場合には, 同じ運動であっても, 身体へ高い負荷がかかり, 低酸素症や熱中症などのリスクが高まるため, 引率者等は, 会場の気温や湿度に注意しながら, 選手の健康観察を行うとともに, こまめに給水をさせる。その際, 給水用のコップ等を共用させない。

ウ 手洗い等の徹底

- 各競技専門部は, 選手, 引率者等及び大会関係者が, こまめに手洗いを行えるよう, 利用する施設と連携し, 手洗い場に十分な量の石けん等を設置するとともに, 場内アナウンス等で, 選手や引率者等に手洗いを促す。
- 各競技専門部は, 手洗い場等に「手洗いは 30 秒以上」の掲示をする。参加者には, 事前に手洗い後に手を拭くためのマイタオルを持参するよう周知徹底する。
- 引率者等は, 集合時, 更衣後, ウォーミングアップ終了後, 試合前後, 昼食前後, 解散時等, こまめに, 流水と石けんを手洗いを行うよう, 選手に指導する。

(3) 3つの「密」(密閉空間, 密集場所, 密接場面)の回避

- 試合会場への入場は, 登録された選手, 引率者等及び大会関係者(原則選手1名につき保護者

1名)のみとし、出場選手として登録されていない部員やマネージャーの入場については、利用する会場や施設の状況、各専門部の加盟生徒数等を考慮し判断する。

但し、競技団体規則や競技の特性、施設の利用規程などにより、無観客開催や別途規制がかかる場合があるので、その場合は、そちらを優先すること。

- 各競技専門部は、試合会場を複数設けるなどし、選手、引率者等の会場への移動が短縮できるよう工夫する。
- チームでまとまって会場へ移動する場合、引率者等は、バス等の車内が、密閉空間にならないよう、運転手と連携し定期的に換気をしたり、1台に乗車する人数を減らしたりするなどの工夫をする。
- 各競技専門部は、更衣室で選手が密集しないよう、一度に利用できる人数を制限し明示する。また、更衣室内に選手同士の間隔ができるだけ2メートル(最低1メートル)空くように目印テープを貼付するとともに、更衣室の換気扇を常時運転したり、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する。
- 各競技専門部は、屋内で実施する競技において、会場内で人が密集しないよう、一度に会場に入れる人数や学校数等を制限するなどの工夫をする。
- 各競技専門部は、屋内で実施する競技において、1時間に2～3回程度、会場のドアや窓を開け換気を行うなどの工夫をする。その際、試合会場の窓等の開閉が困難な場合は、利用する施設と連携し、換気設備を適切に運転する。この場合においても、1時間に2～3回程度、会場の入口等を開け換気を行うなどの工夫をする。
- 各競技専門部及び引率者等は、試合会場のベンチや食事をする場所について、できるだけ2メートル(最低1メートル)空くよう、選手同士の間隔を取らせ、対面をさけ、会話は控えるよう指導する。

(4) 安全な活動環境等の確保

- 試合に関わる全ての者(大会役員、審判、指導者、選手)は、大会前後2週間分(計約4週間分)の行動を、行動履歴書【様式4】に記録する。
- 各競技専門部は、参加校に対し大会の主旨、感染拡大予防ガイドラインを周知徹底する。
顧問等は、大会に参加する選手及び保護者に対し、参加に当たっての注意事項等を事前に説明し、同意書【様式5】を提出させる。その際、大会申込期日までに定期健康診断の実施が行われていない学校の生徒については、各自で健康診断を受診するなど保護者の責任のもと健康上問題がないことを確認したうえで参加させる。
- 試合会場へ入場する保護者については、来場者体調記録表【様式3】を記録の上、来場ごとに開催県競技専門部に提出する。
- 選手の体調不良や救急搬送等の事態が発生し、保護者の同意や意向聴取等が求められることも想定し、引率者や学校等と保護者が確実に、速やかに連絡がとれる体制を構築しておく。
- 社会体育施設を利用して大会を実施する場合は、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(スポーツ庁)に則り運営する施設を選定し、感染拡大予防対策について、事前に施設と打合せを行う。

3 大会実施時の体調不良者発生時の対応について

(1) 入場時、受付時での体調不良者発生時の対応について

- ・ 体調記録表の提出内容を以下のポイントで確認。

<確認ポイント>

- 発熱や風邪の症状の有無
- 当日の検温記録、体調記録表の記入漏れの有無
- ・ 確認ポイントにおいて症状や記入の不備がある場合は、入場、受付を取りやめる。記入の不備については、不足項目の確認(検温)を行う。
- ・ 体調不良者(例:発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など)または症状が確認された者については、大会本部に報告の上、帰宅(または帰宿)を促し、各自医療機関を受診するよう伝える。

(2) 入場後、競技会期間中の体調不良者発生時の対応について

- ・ 選手団内において、体調不良者(例:発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など)が確認された場合は、各都道府県選手団本部役員等に報告を行う。
- ・ 選手団本部役員は、状況を大会本部に報告し、緊急性も含め、救護所の医師らの指示に従う。
- ・ 診察の結果、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、速やかに医療機関や保健所の指示に従い、適切に対応する。

(3) 症状があり帰宅を促す際の対象者への案内

- ・ 体調記録表に挙げられた項目の症状が 4 日以上続く場合は、必ず最寄りの保健所診療所に報告相談する。
- ・ 症状が続かなくとも、弱い症状だと思っても同様、最寄りの保健所、診療所等に報告・相談する。

4 大会開催可否判断について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大会開催 1 週間前までに競技会開催予定地である県が独自の緊急事態宣言等の発令があった場合は、臨時に理事会を開催し、大会開催可否について判断する。

令和3年 6月 29日 理事会決定